

---

種 別： 報告

タイトル： アメリカにおける環境法教育 —バーモント・ロー・スクールとペース大学ロー・スクール—

著 者： 北村 喜宣・釧持 麻衣

所 収： 『上智法学論集』第 60 卷 3-4 合併号（平成 29 年 3 月）377-401 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 報 告

---

# アメリカにおける環境法教育

—バーモント・ロー・スクールとペース大学ロー・スクール—

北村 喜宣

釵持 麻衣

---

- 1 環境法とロー・スクール
- 2 「環境法ランキング」のなかの2校
- 3 バーモント・ロー・スクール
  - (1) 概要
  - (2) 全学あげての環境法へのリソース集中
  - (3) 環境法センター
  - (4) 環境法クリニック
  - (5) サマー・セッション
  - (6) 環境研究コロキウム
  - (7) 環境法紀要
  - (8) VLS における環境法教育の理念
- 4 ペース大学ロー・スクール
  - (1) 概要
  - (2) 環境法関係科目の充実
  - (3) 各分野に対応したセンターの併存
  - (4) 実践を通じた環境法教育
  - (5) 全国環境法模擬裁判大会の運営
  - (6) CLE やワークショップの活発な開催
  - (7) 環境法紀要
  - (8) PLS における環境法教育の特徴
- 5 いくつかの特徴

## 1 環境法とロー・スクール

アメリカ合衆国における「法学教育」は、一般に、大学院レベルであるロ

ロー・スクールにおいて実施されている。このため、環境法についても、ロー・スクールが主たる教育現場になっている。

最古のロー・スクールは、ペンシルバニア大学ロー・スクール (the University of Pennsylvania Law School) であり、その創立は1850年とされる。その後、現在までのアメリカのロー・スクールの歴史のなかで、環境法が教育対象として登場したのがいつの頃であるかは正確には把握しがたいが、おそらくは、1970年前後とみてよいだろう。環境法は、知的財産法やジェンダー法などとならび、ロー・スクールの教育においては、比較的新しい分野である。

とはいえ、2017年の現在からみれば、アメリカにおける環境法教育は、すでに50年近くの歴史を持っている。それぞれのロー・スクールでの様々な試行錯誤の結果が、現在のプログラムであるといえる。アメリカにおける実績は、2004年に突如として誕生した日本の法科大学院制度のもとでの環境法教育、あるいは、より広く、学部を含めた環境法教育に対して、参考となる点が少なからずあるように思われる。本稿は、アメリカにおいてとりわけ高い評価のある環境法プログラムを提供している2つのロー・スクールの実情を紹介し、関係各位に対して検討の素材を提供しようとするものである<sup>(1)</sup>。

## 2 「環境法ランキング」のなかの2校

ランキング好きのアメリカには、U. S. News & World Report 社が提供する Law School Ranking がある。その信ぴょう性は別にして<sup>(2)</sup>、2016年発表分 (2017年入学予定者への情報提供という意味がある。)において、総合評価順位のほか、知的財産法や租税法などいくつかの個別法分野、クリニックなどいくつかの教育分野に関するランキングがある。

環境法のランキングもある。2016年におけるトップ10は、[図表1]のようになっている。本稿で紹介するバーモント・ロー・スクールおよびベース大学ロー・スクールは、それぞれ第1位と第3位にランクされている。

---

(1) 本稿を草するにあたっては、Vanderbilt Law School に留学経験を持つ筑紫圭一准教授 (上智大学法学部) から、貴重なコメントをいただいた。記して謝意を表する。

(2) 調査方法については、see <http://www.usnews.com/education/best-graduate-schools/articles/law-schools-methodology?int=9d0608>. 自己評価、他校の教員による評価、裁判官や弁護士による評価、入学者の成績、州司法試験合格率などが指標となっている。

[図表 1] 全米ロー・スクール環境法プログラムランキング

1	Vermont Law School	South Royalton, VT
2	Lewis & Clark College (Northwestern)	Portland, OR
3	Pace University	White Plains, NY
4	University of California, Berkeley	Berkeley, CA
5	Georgetown University	Washington, DC
5	University of California, Los Angeles	Los Angeles, CA
7	University of Utah (Quinney)	Salt Lake City, UT
8	George Washington University	Washington, DC
8	University of Colorado, Boulder	Boulder, CO
10	Tulane University	New Orleans, LA

[出典] <http://grad-schools.usnews.rankingsandreviews.com/best-graduate-schools/top-law-schools/environmental-law-rankings?int = 9d0608&int = acf809>

### 3 バーモント・ロー・スクール

#### (1) 概要

バーモント・ロー・スクール (Vermont Law School, VLS) のウェブサイト (<http://www.vermontlaw.edu/>) によれば、環境法ランキングにおいて、同校は、過去 24 年間に 18 回第 1 位となっている。1991 年以降についてみれば、3 位以下になったことがないという。最近の 6 年間は、連続して 1 位である。総合ランキングでは 132 位の「下位校」であるにもかかわらず、アメリカにおけるロー・スクールの環境法プログラムにおいて、VLS は、まさに「ダントツの存在」である<sup>(3)</sup>。

VLS は、通常の JD コースのほか、3 種類の Master コースを持っている。Master of Environmental Law and Policy, Master of Energy Regulation and Law,

(3) VLS 以外の上位 2 校であるが、総合評価ランキングは、Lewis & Clark College が 92 位、Pace University が 136 位となっている。興味深い現象である。VLS に関しては、一般的には、歴史の浅さに加え、「環境法のロー・スクールだね」という認識がされていることが低い評価の一因となっているように思われる。単科の組織であり、かつ、環境法に特化している点は、VLS の強みであると同時に弱みでもある。なお、VLS は、州立大学であるバーモント大学 (The University of Vermont) のひとつの教育機関としてのロー・スクールではない。ロー・スクールのみを持つ私学の単科大学院である。このため、VLS の Dean は、President としての地位を兼務している。

Master of Food and Agriculture Law and Policy がそれである。これは、JD 取得者であることを前提にしない。そのほか、JD 取得後にさらに専門化した学習をするための Master コースとして、LLM in American Legal Studies (for foreign-trained lawyers), LLM in Energy Law, LLM in Environmental Law, LLM in Food and Agriculture Law という4つのポスト JD コースがある。専門化したコースは、いずれも環境法関係である。ほかの多くのロー・スクールとは異なり、VLS で LL.M. というときには、JD 取得後のコースが意味される。

以下では、VLS のウェブサイト、環境法プログラム紹介冊子 (ENVIRONMENTAL LAW 2016/2017)、そして、著者の1人(北村)が2016年10月にVLSを訪れた際の同校スタッフへのヒアリングを踏まえ、環境法クリニックを中心とするVLSの環境法プログラムを紹介する。

## (2) 全学あげての環境法へのリソース集中

小規模校であるにもかかわらず、VLS が提供する環境法関係の授業数および教員数は、全米一の規模である。そのカリキュラムは、法律に偏ることなく、政策、科学、経済学、倫理学といった科目との学際的な学習ができるようにも工夫されている。これは、環境法の次世代のリーダーたちが立ち向かうべき環境現象は、現在では予期もしない内容となるかもしれず、そのためには、幅広い分野の「引き出し」を持っている必要があると考えられているからである。

科目 (courses) としてウェブサイトに掲載されているものは、[図表2]の通りである。環境法関係科目だけで58科目ある。半端な数ではない。ネットで受講 (online) も可能な科目がある。なお、このなかには、後述のサマー・セッションでのみ開講されるものもある<sup>(4)</sup>。

「環境法教員 (Environmental Faculty)」としてウェブサイトに紹介されているのは、33名である。もちろん、ロー・スクールであるから、学生は環境法ばかりを学習するわけではない。契約法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、憲法などの基幹科目は必須である。これら科目を担当する教員の何人かは、環境法関係科目も手分けして担当している。いくつかあるクリニックのうち、後述の

---

(4) 参照したのは、新しく出版された2016/2017版のカタログである。それでは、ここに2017年夏のサマー・セッションの予定科目が掲載されているかというところではなく、それは2017年3月ごろに公表されるということであった。したがって、2016年夏に開講された科目も、2017年夏には開講されないかもしれない。

〔図表 2〕 VLS が提供する環境法関係科目

Administrative Law	Extinction and Climate Change**
Advanced Energy Writing Seminar	Federal Regulation of Food and Agriculture*
Advanced Environmental Legal Research	Food Regulation and Policy
Advanced Food Writing Seminar	Food System Justice and Sustainability
Agricultural Environmental Law	Global Energy Justice
Agriculture and Food Entrepreneur Lawyering Skills	Global Food Security**
Air Pollution Law and Policy	International Climate Change Law**
Alternative Fuels and Renewable Energy*	International Environmental Law and Policy
Animal Law	International Investment Arbitration and the Environment
Animal Rights Jurisprudence	International Trade and the Environment
CERCLA Liability and Cleanup	Introduction to the Law and Policy of Agriculture, Food, and the Environment**
Climate Change Adaptation in Human Systems*	Land Conservation Law
Climate Change and the Law	Land Use Regulation
Climate Change Mitigation*	Land Transactions and Finance
Climate Change: the Power of Taxes	Law of Animals in Agriculture
Communications, Advocacy and Leadership**	Law of Ecosystem Management
Comparative Environmental Law Research Seminar	Law and Policy of Local Food Systems*
Comparative U. S. -China Environmental Law	Land Use Regulation
Earth Law	Land and the Law of Takings
Ecology	Law of Ecosystem Management
Ecosystem Conservation Strategies	Legal** Adaptation to Global Warming Impact
Energy Law and Policy in a Carbon-Constrained World	The Modern Farm Bill
End Use Energy Efficiency	Native Americans and the Law
Energy Law and Policy in a Carbon-Constrained World	Natural Resources Law**
Energy Regulation, Markets, and the Environment**	Renewable Energy Project Finance and Development
Environmental Business Transactions	Science for Environmental Law
Environmental Dispute Resolution**	Scientific Controversies
Environmental Economics and Markets	Three Essentials of the Electric Grid
Environmental Enforcement and Compliance	Water Quality
Environmental Ethics Seminar	Water Resource Law
Environmental Law**	Watershed Management and Protection

〔註〕「\*」は、オンライン教育でのみ受講可能。「\*\*」は、オンライン教育によっても受講可能。

環境法関係のクリニックは、VLSの教育における大きな特徴である。VLSには、①クリニック専門の教員、②クリニックを担当しない教員、③いずれも担当する教員の3つのカテゴリーがある。全体51名の教員のうち約65%の33名が環境法関係教員というのは、アメリカのロー・スクールにおいては、きわめて例外的である<sup>(5)</sup>。

学生の応募動機も、環境法を使って法曹実務家として活躍したいというものが多く、大きな志を持った学生を全米から集めている。Environmental Law Societyという学生団体を中心に、環境法に関するNPO活動も盛んである。

1972年にVLSが創立された当時は、環境法への傾注は意識されていなかったようである。ところが、新規参入をしたロー・スクールとして何かの特徴を出すことの検討を命じられたタスクフォースが、アメリカにおいて環境運動や環境法の制定が活発になっていた当時の時代背景<sup>(6)</sup>を踏まえ、伝統的な土地利用規制法と新たな分野である環境法を統合した専門性を前面に出すことが適切と進言したことから、方向性は決まった。連邦環境保護庁(U.S. Environmental Protection Agency, EPA)の元長官であるDouglas M. CostleがDeanとなったことは、そうした動きを一層推進した。

### (3) 環境法センター

VLSの環境法教育の中心になっているのは、「環境法センター(Environmental Law Center, ELC)」である。「ハブ(hub)」と紹介されているように、同校における環境法関係の授業、教員、研究機関、セミナー、講演会、広報などの活動をコーディネートする中心的役割を担っている<sup>(7)</sup>。現在の代表(Director)は、環境法や水法を専門とするMelissa K. Scanlan教授である。米国環境法の重要論点である公共信託理論(Public Trust Doctrine)に関する著作も多

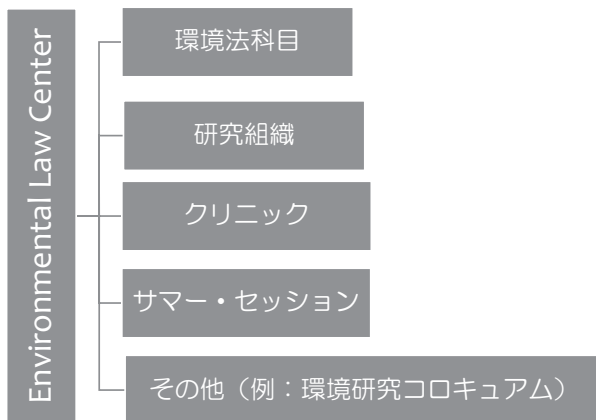
---

(5) このような規模になったのは、最近のことである。1970年代には、そもそも環境法教授はいなかったために非常勤で対応されていた。VLSがテニユア付きの環境法教員を採用するのは、1980年代になってからである。

(6) アース・デイ(the Earth Day)が1970年に開催され、それと前後して、基本的な連邦環境法が制定されていった。例をあげると、National Environmental Policy Act(1969), Clean Air Act(1970), Federal Water Pollution Control Act(1972), Endangered Species Act(1972), Resource Conservation and Recovery Act(1976)である。

(7) 上智大学法科大学院環境法政策プログラム(Sophia Environmental Law and Policy Program, SELAPP)は、2016年10月にELCとの間で交流協定を締結した。

〔図表3〕 ELC のもとでの諸活動



い。

ELC が定期刊行する情報誌 (ENVIRONMENTAL LAW BULLETIN) の最新号 (Fall 2016) によれば、その使命は、次のように説明されている。すなわち、「より佳き方向に社会を主導する精神 (stewardship) の養成、社会の基礎をなす環境問題や価値を意識できるような教育、環境法に関する確固とした知識の提供、環境政策を立案・展開できる能力の開発」である。

ELC のもとには、5 つの研究機関が配置されている。the Energy and Tax Policy Institute, the Institute for Energy and the Environment, the U. S. -Asia Partnership for Environmental Law, the Water and Justice Program である。

VLS の持つ豊富な教育リソースやネットワークは、同校の学生のみならず注がれているわけではない。後述のように、VLS は、夏季休暇中の 5 月末から 8 月初めの 2 か月間に「サマー・セッション (Summer Session)」を開講し、環境法政策に関する多くの科目を国内外の学生や実務家にも提供している。ELC は、そのコーディネイトをしている。全体は、大きく 3 つの期間に分かれている。担当するのは、VLS のスタッフのほか、国内外の環境法教授、行政関係者、メディア関係者、環境 NPO、実務法曹から構成される。35 科目が 41 名の教授陣により講じられる。

以下にみる環境法クリニックや環境研究コロキウムも、ELC の管轄のもとにある。全体を鳥瞰すると、〔図表 3〕のようになるだろうか。所属というほどの強い縛りはないが、半数以上の教員が関係する ELC は、VLS の「エンジ

ン」といってよい。ELCのオフィスは、歴史的建築物(Debevoise Hall)のなかにある<sup>(8)</sup>。ここには、DeanのオフィスのほかVLSの主要な機能が集約されている。その相当部分を、環境法教授のオフィスが占めているのは、VLSにおける環境法プログラムの位置づけを象徴しているようである。

#### (4) 環境法クリニック

##### (a) 概要

現在、VLSには、環境法に関して、Environment and Natural Resources Law Clinic (ENRLC)、Energy Clinic、Food and Agriculture Clinicの3つのクリニックがある<sup>(9)</sup>。基本的なコンセプトや組織は似たようなものである。それぞれのクリニックが、事務組織、教員オフィス、セミナールーム、学生自習室などを持っており、きわめて独立性が高い。専任教員は各5名である。以下では、ENRLCを紹介する<sup>(10)</sup>。

ENRLCが対象とする領域は、環境法全般である。受講する15名ほどの学生が3~4人のグループに分けられ、それぞれに対して事件や課題が割り振られる。1人の学生がずっと同じ案件を担当するのではなく、グループを変えて複数の案件を担当する。各学期14週の毎週2回のクラス(各75分)がある。担当するのは、5人の専任教員と1人の非常勤教員(Fellow)<sup>(11)</sup>である。常勤

---

(8) 環境法教育が大きな位置を占めているVLSは、キャンパスにおいても、環境配慮に努めている。Debevoise Hallのトイレはコンポスト方式(むかしのどっぼんトイレ)であり、カフェの残飯もコンポストに回され、近くの農家から借りている土地にあるソーラーパネルによる太陽光発電でハイブリッドカーの燃料供給を賄っているなどである。独立大学院であることも、こうした対応をするにあたって柔軟性を発揮するのだろう。

(9) そのほかの分野についても、Criminal Law Clinic、Dispute Resolution Clinic、Legislative Clinic、South Royalton Legal Clinicがある。卒業には、いずれかのクリニックまたはエクスターンシップ(1学期間、学外の組織に所属して活動する。このため、授業には出られない(通信課程は一部可能))の単位取得が求められている。

(10) 詳細は、ENRLCのウェブサイトで見ることができる(<http://www.vermontlaw.edu/academics/clinics-and-externships/ENRLC>)。スタッフ、過去に取り扱った事件、実際に用いられた文書、amicus briefsなどがアップされている。日本の組織に似たようなものをさがすのは難しいが、あえていえば、種々の関係者から構成される理系の「研究室」に近いだろうか。

(11) フェローとしては、JDを取得したあとでVLSのLL.M.コースに在学している学生が2年任期で選ばれている。クリニックのサポートを通じて、実務経験ができることや、論文執筆も可能であり研究者の道を目指すことも可能なために、その後の仕事を考えた場合には、人気があるポストのようであった。

教員の2人は、前述のカテゴリーのうち、クリニックと通常授業を担当する教員であり、3名は、クリニックのみを担当する教員である。

オリエンテーションやゲストスピーカーの講演を除けば、クリニックは、①事案分析 (case review)、②特定課題講義 (seminar) に分けられる。①は、扱う事案について、関係法令、先例、統計資料などを担当学生グループが発表するものである。②は、全体を通じて共通する論点に関する講義を担当教員が行うものである。具体的には、原告適格、効果的な弁護活動、行政法上の論点、市民訴訟などである。参加学生は、自ら担当する事件への対応を通じた学習、ほかのグループの発表を通じた学習、特定課題講義を通じた学習などを通じて、学力を向上させるのである。

クリニックの単位には、13単位、9単位、6単位の3種類があり、学生が選択できる。VLSは13単位をすすめている。卒業に要するのは87単位である。1Lは、秋学期・春学期の各16単位で32単位であり、残りの55単位を2L、3Lの4学期（それに加えて、サマー・セッション）で取得する。クリニックを受講するのは3Lが多いようであるが、13単位となると、当該学期のほとんどをそのために費やすことになる。まさに、1Lと2Lの総仕上げとして位置づけられる。異なった単位希望の学生が混在するクラスは運営しにくいように思うが、それほど問題は意識されていなかった。

## (b) 使命

ENRLCがその使命と考えるのは、以下の3点である。

- ① 環境法と資源法の分野において十分な専門性を有する有能で倫理性の高い弁護士になるためにどうすればよいかについて、質の高い、法的技術にもとづく経験を学生に提供すること。
- ② 十分に法的サービスを受けることができない個人や団体を、無料 (pro bono) で代理すること。
- ③ 環境問題の発生を回避しあるいはその影響を軽減するために制定される健康や環境を保護する法律、さらに、現在・将来世代の利益になるように、自然資源を保全・回復する法律が、適切に解釈・実施・執行されている状況を確認にすること。

訴訟技術の習得のほか、倫理性や社会性を身につけ、さらに、環境法政策についても高い素養を実現することが目指されている。そして、それが実践され

ている。日本の法科大学院の現状に鑑みれば、野心的というほかない。

(c) 特徴

クリニックでは、「生の事件 (active case)」を素材にする。具体的訴訟事件であるが、原告の代理人として、クリニックが受任するのである。「クリニックは、ロー・スクール内にある法律事務所」となっている。クリニックのなかで教材として事件を取り扱うため、「法律サービス契約 (Contract for Legal Services)」が締結される。VLSではなく、クリニックが一方当事者となり、サインをするのは代表教員 (Director) である。

2016年秋学期においては、種の保存法 (Endangered Species Act) のもとで絶滅危惧種となっているカナダオオヤマネコ (Canada lynx) の保護を進める3つのNGO (the Center for Biological Diversity, the Wildlife Alliance of Maine, the Animal Welfare Institute) の原告事件やアスファルト製造会社の周辺住民が操業による大気汚染被害を争っている事件などが素材となっている。前年度から、クリニックが継続して受任している事件である。

学生は入れ替わっても、案件が終了しない限り、ENRLCの関与は終了しない。案件の状況は時間とともに推移するが、その一部分にその年度のその学期のクリニック受講学生が関係するのである。8年間継続した案件があったと聞いた。教員側にも異動があるだろう。ENRLCとして、責任をもった受任をするにあたっては、様々な課題があるものと推測される。取り扱いたい事案があっても、継続している事件がある以上、それをおぎなりにするわけにはいかない。

中心になるのは、自らも弁護士であるクリニック専門教員 (「実務家教員」というイメージに近い) であるから、資格においては問題がない。実際、上述のアスファルト製造会社の事件については、筆者が授業参観をした翌日に、専門教員のひとり (Director) が、州の Superior Court で、5名の最高裁判事を前に口頭弁論をする法廷を傍聴した。

形式的には、学生は教員の補助として活動する。依頼者に提供するサービスの質が低ければ、マーケットにおいて高い評価は得られない。たとえば、学生の出来が悪くて十分な書類が作成できなければ、教員が汗をかく羽目になる。そうしたことにならないように、教員は、学生を真剣に指導せざるをえなくしている。学生の報告をクラスで初めて聴くのではなく、準備段階での事前の指導はかなりされているような印象を受けた。

十分な訴訟活動をしてもらえるかどうかは、依頼者にとっては、重要な関心

事である。もっとも、依頼料が無料であることが、依頼にあたっての大きな要因となっているようである。ロー・スクールのプロボノ活動として位置づけられている。「安かろう悪かろう」では決してないが、「安かろう良かろう」であるかどうかは保証されない。

教員の負担は相当なものであろうと推測できる。何よりも教育効果の高い「いい事件」を見つけてくるのが重要である。また、無料であるため、基本的な運営費用はロー・スクールから支出されるものの、証人の依頼など主張立証活動に費用が発生する場合には、自己調達せざるをえない。このため、ファンドレイジングも、教員の大きな仕事となっている。PR やウェブサイトの管理などの雑用も必要である。また、事件を扱うため、クリニックを担当しない教員のような長い夏休みがあるというわけではない。ロー・スクールのすべての教員が進んでやってみたいと考える仕事ではないような印象を受けたが、担当者は、教育もできるし実務もできることから自分のトレーニングになると考えており、実に積極的であった。そういう人材を新たに登用しているのであろう。その一方で、学問的業績をあげることは、それほど期待されていないようである。

学生の負担も相当であると思われる。教員からアドバイスを受けるものの、リサーチと分析、そして、発表準備には、かなりの時間と労力を要する。依頼者の承諾と裁判所の許可を受けて、実際に、法廷で代理人席に座ったり依頼側証人の尋問をしたりすることもあり、それはそれでエキサイティングな経験である。たしかに、対価はそれなりに大きいのが、得られるものもまた大きい。

## (5) サマー・セッション

夏季期間に実施されるサマー・セッションは、期間を2～3週間ごとの4つに分けて実施される。それ以外に、8週間の特別コースもある。2016年のプログラムは、[図表4]のようであった。授業は、9～12時、13～16時の午前午後に分けられる。3週間コースのTerm 1では、3単位科目が提供される。これに対して、Term 2～4は2週間コースであり、提供されるのは2単位科目である。授業料は、単位ごとに計算される。

サマー・セッションの企画・運営も、ELCの業務である。過去に何らかの形でVLSに関係した人のほか、環境法スタッフのネットワークを駆使してリクルートがされている。サウス・ロイヤルトン(South Royalton)という自然が豊かな小さい村に立地するVLS<sup>(12)</sup>で開催されるこのセッションは、米国内外から多くの受講者を集めている。

[図表4] 2016年のサマー・セッション

■ Term 1 (5月31日～6月3日、6～9日、13～16日、試験日18日)	
Environmental Law	The Law of Animals in Agriculture
Ocean and Coastal Law	Advanced Environmental Legal Research
Environmental Dispute Resolution	Environmental Economics and Markets
Three Essentials of the Electric Grid	
■ Term 2 (6月20～23日、27～30日、試験7月2日)	
Environmental Aspects of Business Transactions	Law of Ecosystem Management
End Use Energy Efficiency	Global Food Security
Mediation Advocacy	Ecology
■ Term 3 (7月11～14日、18～21日、試験23日)	
International Trade and the Environment	Land Conservation Law
Public Health Implications of U.S. Agriculture and Food Policy	Earth Law
Peace, War and the Environment	
■ Term 4 (7月25～28日、8月1～4日、試験6日)	
Animal Rights Jurisprudence	Environmental Enforcement and Compliance
International Investment Arbitration and the Environment	The Modern Farm Bill
Comparative U.S.-China Environmental Law	Ecosystem Conservation Strategies
Oil and Gas Production and the Environment	Public Lands Management: Montana Field Study
■ 8週間コース (6月10日～8月5日、試験6日)	
Advanced Dispute Resolution Writing Seminar	Food System Justice and Sustainability
Global Energy Justice	

## (6) 環境研究コロキウム

ELC がまさに全米の環境法教育の中心的地位を占めていることは、とりわ

- 
- (12) サウス・ロイヤルトンは、バーモント州北部に立地する人口674人(2010年人口統計)の「村」である。シカゴから空路約2時間でバーリントン(Burlington)まで行き、そこから約1時間のドライブで到着する。なお、「村」といっても、日本の村のように、村長がいて村議会があるというわけではない。日本的に言えば、集落のような事実上の存在である。行政は、ここを包含する町(town)であるロイヤルトン(Royalton)が行っている。町長はおらず、選挙により選出される5人のBoardメンバーが住民代表である。実務的には、その下にいる、town clerkとtown treasurerが行政を担当する。議会はなく、毎年3月に開催されるtown meeting(住民が参加する住民集会)で諸事項が決定される。サウス・ロイヤルトンには、2016年10月現在、交通信号機がない。信号機がない街にあるアメリカ唯一のロー・スクールでもあろう。

れ若手研究者を対象にした2日間のセミナーを企画・運営している点にもあらわれている。環境研究コロキウム（Environmental Scholarship Colloquium）がそれである。草稿段階のペーパーにもとづく報告を募集し、ELCのメンバーがパネルのチェアを務めたりコメンテーターを務めたりするのである。毎年、40本ほどのペーパーが寄せられる。ひとつのパネルでは5本ほどのペーパーが扱われる。それぞれ10分の報告と20分の質疑がされる。

一般に、ロー・スクールでは、環境法教員は少なく、同僚との間で専門的な議論ができるわけではない。ここに来れば、高度の議論が可能になるというわけである。爽快な気候の9月に開催されるこのセミナーには、リピーターも多くいる。

## （7）環境法紀要

ロー・スクールの紀要は、学生が編集の中心になり教員がアドバイザー・ボードのメンバーになるという形態が一般的である。法学全般的な内容を扱うもののほか、個別分野に特化した紀要が出版される場合も多い。VLSにおいては、VERMONT LAW REVIEWのほかに出版されているVERMONT JOURNAL OF ENVIRONMENTAL LAW（VJEL）がそれである。VJELの創刊は、1999年である。

VJELの出版主体は、それ以外にも、シンポジウムの主催、ブログの運営、オンラインによる他のロー・スクールの優秀学生論文の紹介、米国における主要な環境問題の現状の紹介も行っている。日本の米国環境法研究者にとっても、有益な内容が多く含まれている。VJELのメンバーである学生は、授業のみならず、自主的に相当の勉強をしていることを推測させる内容となっている。

## （8）VLSにおける環境法教育の理念

1970年代後半に始まった環境法に力を入れたVLSの教育の理念も、時代に即して変容している。現在では、以下のような点が重視されている。

VLSにおいて強く認識されているのは、たんなる契約書弁護士ではなく、様々な環境上の課題の解決に寄与できる視野の広い法曹の養成である。前述のように、たんに法律の知識があるだけでは不十分との認識から、多くのクラスが、行政学、環境科学、会計学、政治学、政策学などの関係分野との「学際性」をそれぞれに意識した内容になっている。経済学者、自然科学者が、非常勤講師として担当する科目もある。2Lや3Lの学生には、こうした科目の受講が推奨されている。

契約法や不法行為法などの伝統的科目においては、「何が法か」が教授される。これに対して、環境法は、きわめて価値志向・政策志向が強い。地球に対する人類の道徳的義務として環境保全を考えるとという意識が強く持たれている。必然的に法政策論の色彩が強くなる。もともと、法制度といえども完璧ではない。どのようにすればより佳くなるのか。この方法を探求することに重点が置かれているようである。

環境に対するアプローチが時代によって変容してきている点にも注意が払われる。かつては保全 (preservation) を目的にその悪化の防止を考えていた。ところが、地球温暖化にみられるように、順応的 (adaptive) な対応や変化に対して耐性のある (resilient) 対応が重視され、それを実現する法政策が求められている。現行法は十分なのか。法律の仕組みや条文を学習するだけではなく、その限界を、あるべき対応の方向性の観点から検討することにも重点が置かれている。法律に対して、様々な距離からアプローチをするのである。現行法を使いこなせる人材にとどまらず、時代に適合し時代を先どりするような、より佳き法を考える人材を養成する。

学生も、こうした理念に共鳴し、環境法曹になりたくて VLS に進学している者が多い。一般の法律事務所ではなく、行政や NGO といった「公共部門」への就職を希望する学生が多いのも、VLS の特徴である<sup>(13)</sup>。

## 4 ペース大学ロー・スクール

### (1) 概要

1976年創立のペース大学ロー・スクール (Pace University Law School, PLS) は、1982年頃から環境法プログラムを同校の重要な柱の1つに位置づけて、重点的なカリキュラム整備を行ってきた。その結果、前述の通り、最新の全米ロー・スクール環境法プログラムランキングでは第3位にランクされた。また、2016年5月には、ドイツの実業家であり、熱心な環境保護主義者でもあった、Elisabeth Haub (1899-1977) にちなみ、正式な学校名称が Elisabeth Haub School of Law at Pace University へと変更されている。

PLS では、環境法関係の科目を 16 単位以上取得し、かつ、これらの科目で

---

(13) それゆえに、収入の面ではそれほどではなく、歴史の浅いロー・スクールであることもあって、同窓生からの寄付金額が少ない点が総合評価において不利に作用しているという説明も受けた。

GPA 3.0 以上を取るなど一定の条件を満たした JD 取得者に対し、Certificate in Environmental Law を授与している<sup>(14)</sup>。これにより、JD 取得者が就職活動を行う際には、環境法を専攻していたことをよりアピールしやすくなるという効果が期待されている。

また、JD 取得者および留学生向けに、環境法専攻の LL. M. (LLM in Environmental Law) と比較法専攻の LL. M. (LLM in Comparative Legal Studies) が、さらに環境法専攻の LL. M. 取得者向けに、環境法専攻の SJD プログラム (Doctor of Judicial Science in Environmental Law) が用意されている。環境法専攻 LL. M. プログラムは、国際環境法コース (Global Environmental Law)、土地利用・持続可能な開発法コース (Land Use and Sustainable Development Law)、およびエネルギー・気候変動法コース (Energy and Climate Change Law) に細分化されている。各コースで必修すべき科目等の学位要件が異なるため、学生は、それぞれの関心に沿った科目選択が可能になっている。

さらに、他校との連携協定により、JD と他分野のジョイント・ディグリー・プログラム (Joint Degree Program) も利用可能である点が特徴的である。PLS の環境法専攻 LL. M. のほかに、例えば、行政学修士号 (Master of Public Administration) (Pace University Dyson College of Arts and Sciences との協定) や環境管理学修士号 (Master of Environmental Management) (Yale University School of Forestry and Environmental Studies との協定)、環境政策科学修士号 (Master of Science in Environmental Policy) (Bard College との協定) が用意されている。

以下では、PLS のウェブサイトや筆者の 1 人 (靱持) が 2014 年秋から 2015 年春まで在籍していた際の体験等をもとに、PLS における環境法プログラムを紹介する。

## (2) 環境法関係科目の充実

2016-2017 のアカデミック・イヤーに開講される予定の環境法関係科目は、[図表 5] の通りである。ここで挙げられている 42 科目に加え、後述の環境訴訟クリニック (Clinic-Environmental Litigation) および 3 つのエクスターンシップも用意されている。

環境法専門のスタッフとしてウェブサイトに紹介されているのは、教員 (Faculty) が 12 名、プログラム担当者 (Program Administrators) が 5 名、センタ

---

(14) 2015 年春に卒業した JD 生 144 名のうち、Certificate in Environmental Law を付与されたのは 21 名 (14.6%) である。

[図表 5] PLS が提供する環境法関係科目

Administrative Law	Environmental Law Seminar: Current Challenges
Advanced Land Use & Sustainable Development Seminar (Theory)	Environmental Law Seminar: Eco Markets and Trading
Advanced Land Use & Sustainable Development Seminar (Skills)	Environmental Law Seminar: Energy law, Climate Change and Good Governance
Advanced Research Skills: Environmental Law	Environmental Law Seminar: Human Rights and the Environment
Agriculture Law and the Environment	Environmental Law Seminar: Law of Oceans & Coasts
Animal Law	Environmental Law Seminar: NEPA / SEQRA
Clean Air Act	Environmental Law Survey
Climate Adaptation and the Law	Environmental Skills and Practice/ Clean Water Act
Climate Change	Environmental Litigation and Toxic Torts
Climate and Corporate Practice	Food Systems Law
Climate and Insurance	Hazardous Waste
Comparative Environmental Law	Historic Preservation Seminar
Comparative Environmental Law (Brazil)	International and Comparative Environmental Law
Conservation Law	International Environmental law
Disaster Law, Emergency Preparedness and Response	Land Use Law
Energy and Natural Resource Law	Legal Management of Urban Environment
Environmental Commercial Transactions	Natural Resources Law
Environmental Dispute Resolution	Science for Environmental Lawyers
Environmental Justice Seminar	State and Regional Climate Initiatives
Environmental Law Seminar: Conservation Easements and Land Trusts	Sustainable Development Law Survey
Environmental Law Seminar: Constitutional Protection of Wilderness	Water Rights Law

ー・クリニック付き指導員 (Center and Clinic Directors) が6名である。教員のみならず、プログラム担当者とセンター・クリニック付き指導員も、環境法関係科目を担当することがある。さらに、EPA 職員や民間ロー・ファームのパートナー弁護士といった、18名の非常勤講師 (Adjunct Faculty) も環境法関係科目を担当しており、環境法のより専門的なテーマについて第一線で活躍する実務家から指導を受けることができる。

また、全米ロー・スクールの総合評価ランキングが136位と「下位校」にあたるPLSを志望するJD生には、環境法に関心を有する者も多く、Environmental Law Societyをはじめとする5つの環境法関連の学生団体<sup>(15)</sup>が存在している。予習や課題などで多忙といわれるJD生であるが、募金活動(fund raising)、ハイキング、アース・デイへの参加といった様々なイベントを熱心に開催している。

### (3) 各分野に対応したセンターの併存

PLSには、環境法の各分野に対応する形で4つのセンターが併存しており〔図表6〕を参照)、各センターがそれぞれ環境法関係科目の運営やイベントを開催している。以下では、各センターの概要を紹介する。

〔図表6〕 PLSにおける環境法関連のセンター



(a) 環境法研究国際センター (Global Center for Environmental Legal Studies／1982年設置)

環境法研究国際センターは、最初に設置された環境法関連のセンターであり、現在は、国際法および比較法に特化している。具体的には、国連でのインターンシップ・プログラム (UN Environmental Diplomacy Practicum) やブラジル・中国との比較法プログラムを運営している。また、同センターは教育機関とし

---

(15) ほかに、Food and Agriculture Law Society, Land Use and Sustainable Development Law Society, Pace Energy and Climate Law Society および Student Animal Legal Defense Fundがある。

での顔のみならず、国際的な自然保護ネットワークである国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature) の投票権を有するメンバーでもある。

(b) エネルギー・気候変動センター (Pace Energy and Climate Center / 1987年設置)

エネルギー・気候変動センターは、その名称からも明らかのように、エネルギー問題および気候変動に重点を置いている。同センターの方針には「シンクタンクを超えた組織 (more than a think tank)」が掲げられ、実際にニューヨーク州政府などの行政機関と連携し、法制度の構築に携わっている。専門スタッフが12名在籍しているほか、学生インターン<sup>(16)</sup>を現在8名受け入れており、彼らも政策分析や法律文書の作成、行政運営に携わることができる。

(c) 土地利用法センター (Land Use Law Center / 1993年設置)

土地利用法センターは、土地利用法等を用いた持続可能なまちづくりに重点を置いた組織である。現在扱っているテーマは、都市再生や空き家・荒廃不動産対策、気候変動の緩和・適応などと多岐にわたる。同センターにも4名のスタッフに加えて、大学院研究生 (Graduate Research Fellow) が1名、学生インターンが6名在籍している。地方自治体職員や個人に対し、研修事業 (Land Use Leadership Alliance Training Program) を実施するほか、調査、コンサルティング、および技術的支援も行っている。

(d) 環境利害紛争解決センター (Theodore W. Kheel Center on the Resolution of Environmental Interest Disputes / 2008年設置)

環境利害紛争解決センターは、土地利用法センターから派生した組織であり、環境をめぐる利害に関する紛争の解決に焦点を当てている。同センターが目指しているのは、伝統的な訴訟あるいは審判制度による紛争解決ではなく、ADR (裁判外紛争解決) 制度や協同的意思決定 (collaborative decision-making) 手続を用いた解決である。PLSにおいても、交渉術およびファシリテーションのテクニックを学ぶ、Environmental Dispute Resolution という科目を開講している。さらに、すでに法曹資格を得ている者を対象に開かれる CLE (Continuing

---

(16) 時給10ドル (約1,000円) という有給のインターンであり、勤務時間は1週間あたり最大20時間である。

Legal Education) プログラムにおいても、同様の科目を提供している。

#### (4) 実践を通じた環境法教育

〔図表 5〕に挙げた環境法関係科目のほかにも、環境訴訟クリニックと 3 つのエクスターンシップの科目が用意されている。これらを通じて、学生は、社会が現在直面している環境問題に触れ、より実践的な環境法教育を受けることができる。クリニックおよびエクスターンシップ・プログラムは、PLS が掲げる実学教育カリキュラム (“Path to Practice” curriculum) には不可欠な要素であるといえよう。

環境訴訟クリニックの内容は、主に環境 NPO 団体の Riverkeeper の代理人として、訴訟や行政手続に参加することである。Riverkeeper は、ハドソン川の環境保護およびニューヨーク市に供給される飲み水の保全を目的として、1963 年に発足した団体である。同団体の訴訟部長 (chief prosecuting attorney) である Robert F. Kennedy, Jr.<sup>(17)</sup> は、PLS の環境訴訟クリニックの共同代表でもあり、実質的に環境訴訟クリニックが Riverkeeper の訴訟部門を担当するという体制になっている。

2L から 4L の中から選ばれた 10 名の学生は<sup>(18)</sup>、水質浄化法 (Clean Water Act) あるいは資源保全回復法 (Resource Conservation and Recovery Act) 等の違反者に対する市民訴訟を行うため、訴訟遂行に必要な資料収集を行うとともに、実際の裁判所において訴訟代理人を務めることも可能である。このように、クリニックに参加する学生は、法曹資格者に準じた立場を与えられる反面、プロフェッショナルとしての振舞いも求められ、週 2 回の授業に加えて、少なくとも 20 時間をクリニックの業務に充てることが要求される。環境訴訟クリニックのオフィスには、これまで担当した訴訟で勝ち取った賠償金や和解金などの小切手が展示されており、学生たちの多大な労力の証が目に見える形で示されている。

一方、エクスターンシップでは、行政機関あるいは国連において、実務経験を積むことができる (〔図表 7〕を参照)。PLS が位置するホワイト・プレインズ市 (White Plains) は、国連本部および多くの行政機関が立地しているニューヨ

---

(17) Robert F. Kennedy, Jr. は、第 35 代アメリカ合衆国大統領のジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy) のおににあたる。

(18) ロー・スクールの修業期間は通常 3 年間であるが、ジョイント・ディグリー・プログラムの学生の場合には、4 年間になる。

[図表7] PLSにおける実践的環境法教育

実践的な環境法関係科目	連携先／エクスターン先	
環境訴訟クリニック	Riverkeeper などの公益保護団体	
エクスターン シップ	Environmental Law Externship (New York)	ニューヨーク州環境保護局、ウエストチ ェスター郡地方検事環境犯罪班、EPA
	United Nations Environmental Diplomacy Externship	国連各国政府代表部
	Environmental Law Externship (Washington, D.C.)	司法省、EPA、内務省、環境法研究所、 環境諮問委員会 (CEQ)

ーク市の中心部から電車で1時間弱のところであり、勤務も週2回程度<sup>(19)</sup>であるため、エクスターンシップを行っている期間中も他の科目を履修することが可能である。また、LL.M. 生にもエクスターンシップ科目の履修が認められており、国際環境法コースあるいはエネルギー・気候変動法コースを専攻する留学生の多くが、国連でのエクスターンシップを行っていた。なお、ワシントンD.C. でのエクスターンシップの場合には、夏季休暇中の7週間、ワシントンD.C. に滞在しながら、フルタイムで勤務する。

エクスターン先での勤務のほかに、週1回のミーティングが設定されており、学生らは他の学生と意見交換を行ったり、教員からエクスターン先での業務や課された課題について指導を受けたりすることができる。したがって、この定期的な教員のフォローアップによって、エクスターン先に学生が提出するレポートなどの質を一定水準に保つことができるようになっている。

原則として、クリニックは秋学期・春学期にまたがる通年科目であるのに対し、エクスターンシップは1学期間のみの開講である。しかしながら、エクスターンシップ期間終了後も継続して勤務する学生もおり、単位取得のみならず法曹資格取得後の就職活動を見越した実務経験の習得にエクスターンシップは寄与している。さらに、前述の環境法関連の各センターが、様々なインターンシップの情報を学生に提供したり、新たなインターンシップ先の開拓に努めたりと、PLSの実践的環境法教育の一翼を担っている。

### (5) 全国環境法模擬裁判大会の運営

在校生に対する環境法教育に加えて、PLSは、例年2月に開催される全国環

(19) さらに、週2回の勤務時間外に、資料収集やレポートの作成が課されることがある。

境法模擬裁判大会（National Environmental Law Moot Court Competition）の運営を行っている。この大会は、1989年から始まり、毎年200名以上が参加する全米最大の模擬裁判大会である。現実社会で注目を集めている環境問題にちなんだ架空の事件について、2～3名のJD生で構成される参加チームは、市民団体・州あるいは連邦政府・民間企業のいずれかの立場から準備書面を作成するとともに、複数回の口頭弁論を行い、リサーチ能力・書面作成能力・弁論能力を競い合う。2016年2月に実施された大会では、バイオマス発電所の建設に対する大気清浄法（Clean Air Act）上の条件付き許可をめぐって、当該発電所を建設する民間企業およびその建設に反対する市民団体が、条件付き許可を出した州政府に対して訴訟を提起するという事件が課題として出された<sup>(20)</sup>。

全国環境法模擬裁判大会への参加は、各ロー・スクール当たり1チームに限定されているため、参加にあたっては、校内での競争を勝ち抜く必要がある。また、口頭弁論では、裁判官役を現役の弁護士と裁判官が務めるため、本物の裁判に近い緊張感を参加者らは経験できる。口頭弁論の様子は、ウェブを通じて生中継されるため、参加者のみならず世界中の環境法を学ぶロー・スクール生にとっても、刺激を与えるものとなっている。

## （6）CLE やワークショップの活発な開催

さらに、PLSは、すでに法曹資格を有する者への環境法教育・キャリア形成プログラムも数多く提供している。

ニューヨーク州の弁護士は、2年ごとに24単位のCLEプログラムを受講することが義務付けられている。前述の環境法関連の4つのセンターは、年に数回セミナーを開催しているが、これらもCLEプログラムとして認定され、かつニューヨーク市の中心部からも比較的アクセスしやすい立地のため、有資格者の参加も少なくない。

また、例年9月には、将来、環境法関係分野での教員になることを目指している者を対象としたワークショップ（Future Environmental Law Professors Workshop）が開催される。このワークショップでは、環境法教育の市場や採用プロセスについてのセミナーが行われるほか、模擬面接およびネットワーキングの場が設けられており、環境法教育の担い手の育成が図られている。

---

(20) 50チームが出場し、the University of Mississippi School of Lawが優勝した。なお、各出場チームが作成した準備書面および口頭弁論の様子は、ウェブサイト（<http://www.law.pace.edu/2016-competition>）でみることができる。

## (7) 環境法紀要

VLSと同様に、PLSにおいても、法学全般を扱う PACE LAW REVIEW のほかに、環境法に特化した紀要である、PACE ENVIRONMENTAL LAW REVIEW (PELR) が年3回発行されている。同誌の創刊は、PLSの環境法プログラムの重点化と時を同じくする1983年である。

PELRの編集委員会は、PELRの執筆および編集作業に加えて、ブログによる日常的な情報発信や年1回のシンポジウムの運営を行っている。PELRおよびブログの執筆は、PLSの教員あるいは編集委員会のJD生のみならず、他のロー・スクールの教員や実務家も行っている。そのため、PELRはPLSの紀要というよりも、PLSが発行する環境法専門雑誌に近いイメージである。米国ロー・スクール紀要に共通して指摘できる特徴である。

## (8) PLSにおける環境法教育の特徴

PLSの環境法教育の特徴としては、①環境法のさらなる専門化と、②立地を生かした実践的環境法教育の2点が挙げられよう。

一口に「環境法」と言っても、扱われる事象は、国際レベルの気候変動から、局所的な地域環境をめぐる紛争まで、多岐にわたる。これらを総合的に学ぶことも重要であるが、一つひとつの環境問題がより複雑化してきていることに鑑みれば、各分野に特化し、「狭く深く」学ぶことにも意義があるように思われる。また、特定の環境法分野に特化して学んだという経験は、ニューヨーク州だけでも年間8,000人の法曹有資格者が生まれる中で、自分自身をアピールするのに役立つだろう。

前述のとおり、ニューヨーク市の中心部からPLSまで電車で1時間弱というアクセスの良さは、エクスターンシップおよびインターンシップの可能性を拡げる上で、重要な利点の1つになっていると考えられる。加えて、セミナーの講師を国内外から招聘する際にも、この利点は活かされる。エクスターンシップ・インターンシップの豊富なメニューと第一線で活躍する講師によるセミナーにより、PLS所属の教員以外の様々なチャンネルを通じて、学生は、実践的環境法教育を享受することが可能になっている。

## 5 いくつかの特徴

[図表1]にあるように、VLSとPLS以外にも、特徴ある環境法プログラム

を持つロー・スクールは、アメリカには多くある。もちろん、トップ 10 以外にもあることはいうまでもない。本稿では、そのうち 2 校を紹介するにとどまったが、両校に共通する特徴を整理してみよう。

第 1 は、環境法関係科目の充実である。行政法の派生分野ともいえる環境法に関して、およそ 50 種類もの科目を用意することで、将来、環境法をフィールドに法曹実務家として活躍したいと考えている学生を全米から惹きつけている。より多くの学生が志願すれば、より優秀な学生が入学する可能性が高くなり、結果的にロー・スクールの評判は高まる。その反面、数多くある環境法関係科目を担当するのに十分な人数の教員およびスタッフを採用することは、ロー・スクール経営の面からみると一種の「賭け」でもあるように思われる。後発のロー・スクールである VLS と PLS が環境法に特化したカリキュラムの整備を行ったのは、204 ある全米のロー・スクールのなかにあって、マーケットからの注目を集めるための経営戦略である。実際に、環境法ランキングで、それぞれ第 1 位・第 3 位の座を獲得するという成果を生み出している。

第 2 は、気候変動に関する科目の充実である。もちろん、これは、最近の傾向である。筆者の 1 人（北村）が、1980 年代後半に留学（the University of California, Berkeley）した際には、国際環境法という科目がある程度で、いわゆる地球環境問題に対する社会的関心は、一般には、それほど高くはなかった。両校にみる気候変動、エネルギー、アダプテーションに関する科目の充実は、地球的課題である気候変動に対する環境法教育の必要性を痛感させる。

第 3 は、積極的な学際的観点からのアプローチである。法律は、社会政策の策定および実施のためのひとつの手段である。このため、ほかの学問分野との関係が必然的に発生する。基本的科目においては法律学的アプローチが中心になるが、アドバンスト科目においては、倫理学、経済学、自然科学などの連携が図られている。そうした科目は新たな専門性を作り出し、環境法がさらに進化・発展するのである。

第 4 は、社会が現在直面している環境問題や現在進行中の紛争を教材とした、実践的な環境法教育である。すでに結論が出ている判例を学ぶのみならず、必修科目となっているクリニックあるいはエクスターンシップにおいて、市民や行政が実際に直面している課題に触れ、実務経験<sup>(21)</sup>を得ることができ

---

(21) まだ司法試験に合格していない JD 生も、一定の条件を満たせば、裁判所の許可を得て、実際の裁判において訴訟代理人を務めることができるというアメリカの制度も、実践的な環境法教育に一役買っている。

る。答えがまだ出ていないからこそ、関係法令および判例のリサーチとその分析などを踏まえて、学生自らが最初から考える必要がある。また、教員や他の学生との議論を通じて、より実践的なトレーニングを積むことが可能になる。この点、環境法に限らず、アメリカの法学教育は、司法試験の合格ではなく、その後の法曹実務家としてのキャリア準備が重視されているという特徴が指摘できる。

第5は、それなりのスタッフを要するセンターが、環境法教育のコーディネイト機能を担っている点である。VLSではELCが包括的に、PLSでは4つの個別分野ごとのセンターが、環境法関係科目の運営やセミナーの開催、シンクタンク機能等をコーディネイトしている。そのため、授業の一環としてセミナーへの出席が求められたり、授業で執筆したりリサーチ・ペーパーがシンクタンクの基礎資料となったりするなど、相互補完的な環境法教育プログラムが展開されている。ロー・スクール外部との結節点となるプラットフォームの形成に大きな役割を果たしている。相当の情報が集積しているという印象を持つ。

日本の環境法政策学会においては、当然のことながら、関心の中心は研究にあり、教育プログラムのあり方やクラスの運営方法についてといった周縁的テーマについての議論はされない。しかし、研究中心でありつつも、次世代を担う法科大学院生や学部学生に対して、有効な環境法教育を施すことは、学会としての大きな社会的使命というべきであろう。個々の法科大学院において、本稿で紹介したような対応をするのは現実的ではないが、日本社会において、そうした教育が不要というわけでもない。

学生教育に関しては、法科大学院で環境法授業を担当する弁護士の方が、後進の育成という実際的な必要性から、はるかに高くかつ強い関心を持っているように感じる。そうした実務家とも連携をしつつ、環境法教育に対して大きなリソースを提供している研究者は、自らの教育の効果について、そして、学会の役割について、真剣に考える必要がある。環境法教育の使命は、「より佳き環境法の創出にコミットできる人材の育成」である<sup>(22)</sup>。それにあたって、この報告が何らかの素材を提供できているのであれば幸いである。

#### [追記]

VLSへの調査は、上智大学グローバル教育推進室および法科大学院からの

---

(22) 北村喜宣『環境法〔第4版〕』(弘文堂、2017年)37頁、606頁参照。

助成により可能となったものである。また、本稿は、科学研究費助成事業（研究課題番号：15H01930）「人口減少・経済縮小社会での空間利活用の整序政策における合意形成システムの研究」の成果でもある。

（本学法科大学院教授）

（本学大学院博士後期課程）